

保護具着用管理責任者教育講座のカリキュラムについて

当協会の保護具着用管理責任者教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生規則第12条の6第2項、厚生労働省令和4年基安化発1226第1号に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

保護具着用管理責任者教育講座

学科科目

科目	時間
I 保護具着用管理	0.5 時間
II 保護具に関する知識	3.0 時間
III 労働災害の防止に関する知識	1.0 時間
IV 関係法令	0.5 時間

合計 5.0 時間

実技科目※

科目	時間
V 保護具の使用方法等	1.0 時間

※事業者にて実施

令和5年4月1日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

